

勤務医負担軽減計画(令和7年度)

○医師及び看護師の負担軽減のために、平成19年12月28日医政発第1228001号「医師及び医療関係職員と事務職員等との間等での役割分担の推進について」及び平成22年4月30日医政発0430第1号「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」に基づき、次の事項については、各医療スタッフ及び事務職員が実施できるように随時進めていくこととする。

- ・書類作成等
- ・診断書・診療録及び処方箋の作成
- ・主治医意見書の作成
- ・診察や検査の予約
- ・ベットメイキング
- ・検体の運搬、患者の検査室等への移送
- ・その他

○医師と看護師との役割分担

医師と看護師の役割分担については、今後次の点については、看護師が対応可能であることから、役割分担を進めていくことで、医師の業務軽減を図りたい。(詳細は平成19年12月28日医政発第1228001号による)

また、医師の事前指示やクリティカルパスの活用を積極的に進めていく。

- ・薬剤の投与量の調節
- ・静脈注射などルート確保
- ・救急医療等における診療の優先順位の決定
- ・入院中の療養生活に関する対応
- ・患者・家族への説明
- ・採血・検査についての説明
- ・薬剤の管理
- ・特定行為研修修了看護師による診療補助

○医師と薬剤師との役割分担

医師と薬剤師の役割分担については、平成22年4月30日医政発0430第1号「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」に基づき、負担軽減のため、同意を得た内容については処置薬も含めて処方修正する。

- ・同成分の医薬品の切替え(後発⇒後発、先発⇒後発、後発、先発)
- ・規格変更の切替え
- ・医師指示(入院患者)の切替え
- ・2ポート生食と通常の生食の切替え

○医師の負担軽減

26年度の診療報酬改定で勤務医(医療従事者)の負担を軽減する取組みの評価について、診療報酬項目が増えた当院は勤務医の人数的に新たな項目を取得できないが、その項目に準ずるような形で負担軽減を図る。

- ・連続当直を行わないようなシフトの作成
- ・外部医師の派遣による診療応援
- ・平日の救急対応について、当番制の導入
- ・外来予約制の導入
- ・予定手術日前日の当直に対する配慮

○ 医師事務作業補助者を現場に配置し、医師が行っている文書作成業務および回診等の記録の補助を、医師事務作業補助者が行うことにより、医師の業務軽減を行う。

- ・医師事務作業補助者の増員を図る